

四半期報告書の訂正報告書

(第100期第3四半期) 自 平成26年10月1日
至 平成26年12月31日

日本水産株式会社

四半期報告書の訂正報告書

- 1 本書は四半期報告書の訂正報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書の訂正報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書の訂正報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	3
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月20日

【四半期会計期間】 第100期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 日本水産株式会社

【英訳名】 NIPPON SUISAN KAISHA, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 細見典男

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目3番1号

【電話番号】 東京03(6206)7042

【事務連絡者氏名】 経営企画IR室広報IR課長 杉山健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目3番1号

【電話番号】 東京03(6206)7042

【事務連絡者氏名】 経営企画IR室広報IR課長 杉山健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年2月13日に提出している第100期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)に係る四半期報告書に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものである。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けており、四半期レビュー報告書を添付している。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示している。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第3四半期 連結累計期間	第100期 第3四半期 連結累計期間	第99期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	448,695	472,106	604,249
経常利益 (百万円)	11,264	20,785	12,360
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,849	10,551	<u>3,998</u>
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	<u>14,159</u>	<u>17,218</u>	<u>16,022</u>
純資産額 (百万円)	<u>80,772</u>	<u>104,721</u>	<u>87,757</u>
総資産額 (百万円)	<u>457,363</u>	<u>472,864</u>	<u>434,597</u>
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	21.17	38.19	<u>14.47</u>
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	<u>14.49</u>	<u>18.30</u>	<u>16.19</u>

回次	第99期 第3四半期 連結会計期間	第100期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.65	16.84

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業の業績回復に加え設備投資も増加傾向にあり、緩やかな景気回復基調が続いた。しかしながら、円安を背景にした輸入コストの上昇や消費税率の再引き上げの延期など、景気の先行きは依然として不透明な状況にある。

世界経済（連結対象期間1-9月）については、米国では雇用情勢の改善が続くなか、個人消費が堅調に推移し、欧州では景気に若干持ち直しの動きが見られたものの、アジアでは中国において景気の拡大テンポは緩やかになった。

当社および当社グループにおいては、水産物市況は総じて高値で推移し、食品事業では円安の進行による輸入原材料や海外加工製品などのコスト増加があった。

このような状況下で当第3四半期連結累計期間の営業成績は、売上高は4,721億6百万円（前年同期比234億10百万円増）、営業利益は170億39百万円（前年同期比53億62百万円増）、経常利益は207億85百万円（前年同期比95億20百万円増）、第3四半期純利益は105億51百万円（前年同期比47億2百万円増）となった。

セグメント別の概況は次のとおりである。

（単位：百万円）

	売上高	前年同期増減	前年同期比	営業利益	前年同期増減	前年同期比
水産事業	210,619	24,541	113.2%	7,491	3,304	178.9%
食品事業	220,729	8,234	103.9%	6,129	3,693	251.6%
ファイン事業	18,756	△2,809	87.0%	3,652	△2,203	62.4%
物流事業	10,890	259	102.4%	1,394	54	104.1%
その他	11,110	△6,816	62.0%	508	△305	62.5%
全社経費	—	—	—	△2,138	818	72.3%
合計	472,106	23,410	105.2%	17,039	5,362	145.9%

事業の概況は次のとおりである。

①水産事業

水産事業については、漁撈事業、養殖事業、加工・商事事業を営んでいる。

<当第3四半期連結累計期間の概況>

水産事業では売上高は2,106億19百万円（前年同期比245億41百万円増）となり、営業利益は74億91百万円（前年同期比33億4百万円増）となった。

漁撈事業：前年同期比で増収、減益

<日本>

・近海漁業においてぶりなどの漁獲が好調に推移したが、海外まき網漁業においてかつおの販売価格が低迷した。

<南米>

- ・白身魚の販売価格は上昇したが、南だらの漁獲が低調に推移した。

養殖事業：前年同期比で増収、増益

<日本>

- ・ぶりは、夏場でも品質の良い「若ぶり」（注1）の販売が好調であったことに加え、年末まで販売価格が高値で推移した。

- ・まぐろは、販売数量は増加したが、オーストラリア、メキシコなどからの輸入増加により販売価格が低迷した。

<南米>

- ・鮭鱒は生残率の改善に加え、販売価格の上昇や在池魚の評価益もあり大幅な増益となった。

加工・商事事業：前年同期比で増収、増益

<日本>

- ・鮭鱒の販売価格は、ロシアの禁輸措置や円安の進行による影響などから、堅調に推移した。

<北米>

- ・すけそうだらの漁獲が好調に推移し、すりみの販売価格が上昇するとともに、助子の生産量が増加した。

<ヨーロッパ>

- ・えび・白身魚など主要取扱魚種が高値で推移した。

<アジア>

- ・シンガポールの水産品買付・販売事業において、回収可能性が低い債権に対し、貸倒引当金を計上した。

②食品事業

食品事業については、加工事業およびチルド事業を営んでいる。

<当第3四半期連結累計期間の概況>

食品事業では売上高は2,207億29百万円（前年同期比82億34百万円増）となり、営業利益は61億29百万円（前年同期比36億93百万円増）となった。

加工事業：前年同期比で増収、増益

<日本>

- ・円安の進行などにより、すりみなどの輸入原材料や海外加工製品のコストが増加した。

・家庭用冷凍食品で販売競争の激化により販売経費が増加したが、ねり製品・魚肉ソーセージの販売が好調に推移した。

<北米>

- ・家庭用冷凍食品会社は、重点アイテムへの傾注と効率的な販売活動などのコスト削減により収支が改善した。

・業務用冷凍食品会社は、主要原材料の価格が高値で推移するなか、大手レストランチェーン向けの販売数量増加と価格改定により収支が改善した。

<ヨーロッパ>

- ・チルド製品の販売が伸長したことに加え、生産性も向上した。

チルド事業：前年同期比で増収、増益

<日本>

- ・コンビニエンスストア向けチルド弁当やサラダなどの販売が伸長し、生産性も向上した。

③ファイン事業

ファイン事業については、医薬原料、機能性原料（注2）、機能性食品（注3）、および医薬品、診断薬の生産・販売を行っている。

＜当第3四半期連結累計期間の概況＞

ファイン事業では売上高は187億56百万円（前年同期比28億9百万円減）となり、営業利益は36億52百万円（前年同期比22億3百万円減）となった。

＜医薬原料、機能性原料、機能性食品＞

- ・薬価改定および政府主導による後発品使用促進策などの影響があり、減収・減益となった。
- ・機能性食品において広告宣伝費を投入したが、販売数量が伸び悩んだ。

＜臨床診断薬、医薬品＞

- ・臨床診断薬での価格競争の激化に加え、医薬品では消費税率引上げによる駆け込み需要の反動からの回復遅れなどにより苦戦した。

④物流事業

物流事業については、冷蔵倉庫事業、配送事業、通関事業を営んでいる。

＜当第3四半期連結累計期間の概況＞

物流事業では売上高は108億90百万円（前年同期比2億59百万円増）となり、営業利益は13億94百万円（前年同期比54百万円増）となった。

- ・電力料や運送費などのコスト増加があったが、保管料収入などが増加した。

（注1） 産卵時期を早めることで通常の養殖サイクルより半年早い出荷を可能とし、春から夏に旬を迎え出荷される養殖ぶりブランド。

（注2） 主に食品素材や化粧品素材向けとなるEPA・DHA、グルコサミン、コレステロール、オレンジラフィー油など。

（注3） 特定保健用食品「イマーク」・「イマークS」やEPA・DHA、グルコサミンなどのサプリメント。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて19.9%増加し、2,513億66百万円となった。これは受取手形及び売掛金が170億84百万円、商品及び製品が52億43百万円増加したことなどによる。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて1.5%減少し、2,214億97百万円となった。これは無形固定資産が17億21百万円減少したことなどによる。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて8.8%増加し、4,728億64百万円となった。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて12.5%増加し、2,207億93百万円となった。これは短期借入金が146億75百万円、未払費用が70億62百万円増加したことなどによる。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて2.2%減少し、1,473億49百万円となった。これは長期借入金が31億14百万円減少したことなどによる。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて6.1%増加し、3,681億42百万円となった。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて169億63百万円増加し、1,047億21百万円となった。これは主として四半期純利益が105億51百万円、その他有価証券評価差額金が25億21百万円増加したことなどによる。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えている。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、(i)重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、(ii)買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、(iii)被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、(iv)買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、(v)当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、(vi)当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定される。

当社としては、このような大量取得行為をおこなう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様を確保し、向上させる目的をもって当社株券等の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。（注））を講じることが必要と考えている。

（注）当社は、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会における承認に基づき、本プランを導入し、その後平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会における承認に基づき、本プランを一部変更し、継続した。また、この本プランが平成26年6月26日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、同定時株主総会における承認に基づき、本プランを一部変更し、継続した（以下継続したプランを「本プラン」という。）。

②基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施している。

イ. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、創業100年を迎える2011年に向けて2006年度より中期経営計画である「新TGL—True Global Links—計画」をスタートし、より広くより効率的に世界のパートナーと連携して水産資源をお客様の価値に変換する領域で最大限のシナジーを創り出すため、メーカー機能をコアとした高収益の事業構造を確立する活動を推進してきた。

2012年以降の経営計画については、次の100年につなげるために「今こそニッスイの原点に帰ろう。」という考え方を中心にすえて、今後の生活シーンや消費構造の変化に対応し、当社および当社グループとしての機能を発揮して世界のお客様の期待に応えていくことをポイントとした新中期経営計画「中期経営計画2014（MVI P）」を推進している。

「中期経営計画2014（MVI P）」の経営の基本方針は以下のとおりである。

〔「中期経営計画2014（MVI P）」経営の基本方針〕

私たちは、水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、水産物をはじめとした資源から、多様な価値を創造し続け、世界の人々のいきいきとした生活と希望ある未来に貢献します。

《5つの基本戦略》

- i. お客様にお役立ちできる既存の事業やカテゴリーを磨き続ける。
- ii. お客様の変化にお応えできる新しいカテゴリーをご提案し続ける。
- iii. 既存の漁業、養殖に買付けも加えた資源アクセスの強化。
- iv. バリューネットワークへの進化と高度化。
- v. グループ内外との協働を強化し国内外への販売力を強化する。

《3つのお役立ち》

- i. 生活シーンに入り込んだ機能価値を創造しご提案していく。
- ii. 環境・社会との共生を更に深め、また、様々な情報を積極的に発信していく。
- iii. 食だけでなく、お客様の心と身体へのやさしさもご提案していく。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでいる。

具体的には、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、平成18年6月28日開催の第91期定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮し、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会終了後に執行役員制度を導入すること、及び第94期定時株主総会で取締役総数を削減する定款変更議案と社外取締役2名を含む取締役選任議案とを上程することを決議し、上程された議案は、第94期定時株主総会で承認可決された。

③本プランの内容

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものである。

ロ. 本プランの内容

(i) 対抗措置発動の対象となる行為

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買い付けその他の取得、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とする。

(ii) 買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(買付説明書)の提出を求め、当社は、買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提供しその旨を情報開示する。

(iii) 株主意思確認手続きまたは独立委員会への諮問手続きの選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提供が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、株主意思確認手続きを実施するか、または、独立委員会に諮問するか、等について決議する。

(a) 株主意思確認手続きの実施を決議した場合

株主意思確認総会等において株主投票を実施する。投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は、議決権1個につき1個とする。株主意思確認総会等における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議の結果に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について速やかに決議する。また、当社取締役会は、株主意思確認手続きを実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続きを実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続きの結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(b) 独立委員会への諮問を決議した場合

当社取締役会は、株主意思確認手続きによらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合、その合理性及び公正性を担保するために、当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会に諮問する。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとする。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。また、独立委員会は、このような買付等に該当しない場合は本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続きを実施することを勧告する。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し速やかに決議を行うとともに、情報開示を行う。

(iv) 対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき発動する、大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施する。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとする。但し、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することはできない。

(v) 本プランの有効期間

本プランは平成26年6月26日開催の当社第99期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、同定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときまでとする。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになる。

(vi) 株主・投資家に与える影響等

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合がある。但し、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じない。

④本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えている。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しているとともに、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとしている。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、平成26年6月26日開催の第99期定時株主総会において議案として付議し、承認可決された。

なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっている。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置した。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしている。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われる。

ニ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は27億34百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	277,210,277	277,210,277	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株である。
計	277,210,277	277,210,277	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日	—	277,210	—	23,729	—	6,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はなし。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 793,000 (相互保有株式) 普通株式 376,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 275,573,900	2,755,739	—
単元未満株式	普通株式 466,777	—	—
発行済株式総数	277,210,277	—	—
総株主の議決権	—	2,755,739	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権50個)が含まれている。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式25株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本水産株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	793,000	—	793,000	0.28
(相互保有株式) 三共水産株式会社	静岡県静岡市葵区 流通センター1-1	40,400	—	40,400	0.01
(相互保有株式) 株式会社大水	大阪府大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場内	335,200	—	335,200	0.12
(相互保有株式) アンズコフーズ株式会社	東京都港区西新橋3-16-11	1,000	—	1,000	0.00
計	—	1,169,600	—	1,169,600	0.42

(注) 株主名簿上は、当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)ある。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めている。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しているが、訂正後の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,849	10,388
受取手形及び売掛金	73,250	90,334
商品及び製品	53,058	58,301
仕掛品	21,974	24,734
原材料及び貯蔵品	26,860	28,686
その他	28,384	39,422
貸倒引当金	△658	△501
流動資産合計	209,717	251,366
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	46,971	46,435
その他（純額）	62,460	65,386
有形固定資産合計	109,432	111,822
無形固定資産		
のれん	3,522	2,380
その他	12,244	11,665
無形固定資産合計	15,766	14,045
投資その他の資産		
投資有価証券	77,234	76,975
その他	26,705	22,501
貸倒引当金	△4,259	△3,846
投資その他の資産合計	99,680	95,630
固定資産合計	224,879	221,497
資産合計	434,597	472,864

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,074	37,696
短期借入金	127,887	142,563
未払法人税等	3,070	2,294
未払費用	19,854	26,916
引当金	4,872	1,907
その他	7,487	9,414
流動負債合計	196,247	220,793
固定負債		
長期借入金	128,259	125,145
引当金	237	231
退職給付に係る負債	15,318	14,839
その他	6,775	7,133
固定負債合計	150,591	147,349
負債合計	346,839	368,142
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,729	23,729
資本剰余金	13,758	13,758
利益剰余金	23,583	34,181
自己株式	△258	△259
株主資本合計	60,813	71,409
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,588	9,109
繰延ヘッジ損益	395	852
為替換算調整勘定	3,316	5,750
退職給付に係る調整累計額	△773	△598
その他の包括利益累計額合計	9,527	15,113
少数株主持分	17,417	18,198
純資産合計	87,757	104,721
負債純資産合計	434,597	472,864

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	448,695	472,106
売上原価	354,280	370,670
売上総利益	94,415	101,436
販売費及び一般管理費	82,738	84,396
営業利益	11,676	17,039
営業外収益		
受取利息	364	278
受取配当金	672	696
為替差益	586	424
投資有価証券売却益	337	1,627
持分法による投資利益	—	2,177
助成金収入	684	59
雑収入	504	1,208
営業外収益合計	3,150	6,472
営業外費用		
支払利息	2,500	2,225
持分法による投資損失	742	—
雑支出	320	501
営業外費用合計	3,562	2,727
経常利益	11,264	20,785
特別利益		
固定資産売却益	1,464	405
減損損失戻入益	※1 382	—
投資有価証券売却益	216	13
特別利益合計	2,063	419
特別損失		
固定資産処分損	224	249
減損損失	195	—
投資有価証券売却損	—	4
投資有価証券評価損	—	53
関係会社株式売却損	731	1,183
関係会社出資金売却損	784	—
特別退職金	233	202
災害による損失	—	※2 854
特別損失合計	2,169	2,548
税金等調整前四半期純利益	11,158	18,656
法人税、住民税及び事業税	3,989	4,394
法人税等調整額	493	2,624
法人税等合計	4,482	7,018
少数株主損益調整前四半期純利益	6,676	11,637
少数株主利益	827	1,085
四半期純利益	5,849	10,551

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,676	11,637
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,602	2,379
繰延ヘッジ損益	82	689
為替換算調整勘定	<u>1,935</u>	<u>2,497</u>
在外子会社の年金債務調整額	△374	—
退職給付に係る調整額	—	134
持分法適用会社に対する持分相当額	3,239	△120
その他の包括利益合計	<u>7,483</u>	<u>5,581</u>
四半期包括利益	<u>14,159</u>	<u>17,218</u>
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	<u>13,419</u>	<u>16,138</u>
少数株主に係る四半期包括利益	740	1,080

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 当第3四半期連結会計期間において、重要性が増したDosa Investimentos Ltda. を連結の範囲に含め、株式売却によりNetuno Internacional S.A. を連結の範囲から除外している。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
(会計方針の変更) 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更した。割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。 この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の利益剰余金に与える影響及び当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結子会社以外の会社の銀行からの借入に対して、保証を行っている。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
EUROPACIFICO ALIMENTOS DEL MAR S.L.	1,631百万円	1,728百万円
新潟魚市場物流(協)	520 "	460 "
他1社	51 "	45 "
計	2,203百万円	2,233百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 減損損失戻入益

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

在外子会社における建物及び構築物、土地等について実施した減損損失の国際財務報告基準に基づく戻入益である。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

該当事項なし。

※2 災害による損失

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

養殖事業において急激な環境変化により、まぐろが斃死したことによる損失である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	12,061百万円	11,403百万円
のれんの償却額	1,138 "	1,123 "

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項なし。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項なし。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項なし。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合 計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	ファイン 事業	物流事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	186,077	212,495	21,565	10,630	430,769	17,926	448,695	—	448,695
セグメント間の内部売上高又は振替高	7,909	925	205	5,332	14,374	1,472	15,846	△15,846	—
計	193,987	213,421	21,771	15,963	445,143	19,399	464,542	△15,846	448,695
セグメント利益	4,186	2,435	5,856	1,339	13,818	814	14,632	△2,956	11,676

(注) 1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない船舶の建造・修繕やエンジニアリング等が対象となる。

2. セグメント利益の調整額△2,956百万円には、セグメント間取引消去76百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△3,032百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費である。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において「食品事業」セグメントで閉鎖を予定している工場の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に195百万円計上した。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合 計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	水産事業	食品事業	ファイン 事業	物流事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	210,619	220,729	18,756	10,890	460,995	11,110	472,106	—	472,106
セグメント間の内部売上高又は振替高	8,136	611	273	5,219	14,240	1,677	15,918	△15,918	—
計	218,755	221,340	19,030	16,109	475,236	12,788	488,024	△15,918	472,106
セグメント利益	7,491	6,129	3,652	1,394	18,668	508	19,177	△2,138	17,039

(注) 1. 「その他」は、報告セグメントに含まれない船舶の建造・修繕やエンジニアリング等が対象となる。

2. セグメント利益の調整額△2,138百万円には、セグメント間取引消去60百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△2,198百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費である。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	21円17銭	38円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,849	10,551
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,849	10,551
普通株式の期中平均株式数(株)	276,284,797	276,279,079

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

第100期（平成26年4月1日から平成27年3月31日）中間配当については、平成26年11月5日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議した。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年1月20日

日本水産株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井克之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤栄司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田純一郎	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本水産株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本水産株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成27年2月12日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月20日

【会社名】 日本水産株式会社

【英訳名】 NIPPON SUISAN KAISHA, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 細見典男

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役専務執行役員 小池邦彦

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 細見 典男 及び当社最高財務責任者 小池 邦彦 は、当社の第100期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。